

亀山市国民健康保険 短期被保険者証等の交付世帯数及び交付基準

1 令和6年8月における被保険者証の交付世帯数（短期証廃止前）

被保険者証の種類		交付世帯数
被保険者証（1年間有効）		4, 876
短期被保険者証 （短期証）	6か月間有効	45
	3か月間有効	203
	1か月間有効	82
資格証明書		0

2 短期被保険者証等の交付基準

被保険者証を交付する期間（8月1日から翌年7月31日まで）における判定基準日（8月1日）の属する年度以前の国民健康保険税に未納がある世帯主の世帯に属する被保険者には、次の区分により短期被保険者証等を交付する。ただし、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある被保険者の被保険者証の有効期限については、6か月以上とする。

短期被保険者証等	交付基準（世帯主の要件）
短期証（6か月間有効）	（1）1年以内の分納に係る納付計画がありそれを履行している場合 （2）三重地方税管理回収機構に移管されている場合 （3）市が継続債権を差し押さえている場合
短期証（3か月間有効）	納付計画はないが、相談等納付の意志を有する場合
短期証（1か月間有効）	納付計画、相談等がない場合
資格証明書	納付相談又は指導に一向に応じず、所得又は資産を勘案すると保険税を納付する十分な能力があり、滞納処分を行おうとすると意図的に差押財産の名義変更を行うなど滞納処分を免れようとする場合